大阪　市長　　磯村 隆文殿

大阪府知事　　横山ノック殿

釜ヶ崎反失業連絡会

野宿を余儀なくされている労働者への対策強化について

　５月１2日、阿倍野区桃ヶ池公園で女性の変死体が発見されました。報道によれば、殺人事件として捜査がおこなわれているとのことです。桃ヶ池公園や長居公園周辺の地域住民は、野宿生活者に対し犯罪を起こしかねない存在と偏見を持ち、大阪市に対して「追い立て」の要望を提出しています。それには２万５千人の署名がつけられていたと言うことです。桃ヶ池事件の「犯人」・「事件の顛末」はさておいて、野宿を余儀なくされている人々への迫害が強まることが予想されます。そのことは、桃ヶ池や長居公園周辺だけでなく、市内全域に広がるものであると考えられます。

　公園に野宿生活者がいるのは、行政の施策が不十分なためです。すみやかに対策を打ち出し、市民間の対立、差別排外の元となる公園での野宿状態を解消することが求められています。

　政府の「ホームレス問題連絡会議」の動きにとらわれ、現実に日々増え続ける野宿者への対策が停滞していることは、野宿生活者を死に追いやるものであり、市民相互の対立を深め固定するものです。それは市民社会の荒廃と言うべき現象です。自治体が、「国の対策待ち」と放置しておけることではないと考えます。

　私たちも、国が責任を明らかにし、対策を打ち出すのは当然であると考え、要求を提出いたしますが、深刻な事態に対する対策が今すぐとられる必要があることを痛感し、以下の対策を、改めて要求いたします。

　政府が打ち出す対策の有無、内容の如何に関わらず、野宿生活者対策を推し進めなければならない大阪の現実から逃避することは、許されないことです。

記

1. 反失業連絡会の国への要望事項について、「ホームレス問題連絡会議」の場で、大阪市としても、「現実に即した、妥当なものであると考えている」と意見表明すること。
2. 緊急の寝場所対策と食対策を、８千人規模で実施すること。
3. 就労対策を３千人規模で実施すること。その際、日雇雇用保険と組み合わせ、最大限の吸収が計れるよう考慮すること。
4. 「ホームレス対策についての５都市共通要望事項」のうち、『１特別立法の制定④公共施設の機能適正化のための管理対策の強化』については、撤回を図られたい。

　現状、「公共施設の機能」障害が生じているとすれば、野宿生活者対策が実効性あるものとして実施されていないことの結果である。５都市の求める要望が現実のものとなれば、公園・路上で生活せざるをえない野宿生活者は激減するはずであり、「公共施設の機能適正化」が結果として達成されているはずである。「追い立てる」必要のない状況を作り出そうとする法の中に、簡便な「追い立て策」を盛り込もうとするのは、矛盾であるし、本来の目的（＝職と居住の安定化を促進しての野宿状態の解消）を弱めることになりかねない。

　地域によっては「追い立て策」のみを優先して活用する事も憂慮される。「追い立て」による一時的、表面的解決はどの地域においても、「問題」解決を遅らせ、こじらせるだけである。最悪の場合は、「追い立て策」が一時的、表面的解決をもたらす野宿生活者の比較的少ない地域から、「追い立て策」が一時的、表面的解決すらももたらさない野宿生活者の密集する地域（例えば大阪）へのより一層の集中をもたらすことも考えられる。

　以上のように、実効性が疑わしく、野宿生活者の苦難をより増大させることにつながる要望は、取り下げられるべきである。

1. 「介護保険法」の施行に伴い、釜ヶ崎の実情にあった適用方法・弾力的運用を検討されたい。
2. これまでの要求の再確認
3. 日雇労働者の就労保障制度を確立されたい。

　これまで日雇労働者の就労可能性は、景気の好・不況や季節によって大きく左右されるがままに放置されてきた。しかしながら、日雇労働者の存在が皆無になるということはこれまでなかったし、これからもありえないであろう。そのことは、日雇労働者の存在が現状の日本社会では欠くことのできないものであることを示している。であるならば、景気の好・不況にかかわらず、一定数の労働者が安定して就労できる制度を設け、層としての日雇労働者の社会的認知が高められなければならない。それは、業者を啓蒙してなされるのではなく、公共事業落札業者への吸収率の義務付けなどの実効性のある規定を設けた制度として実現されるべきであると考える。日本社会に必要があって存在している日雇労働者の就労保障制度を早期に確立されたい。

　具体的には、すでに第一次石油危機当時より東京都で実施されている、公共事業への日雇労働者吸収制度ならびに福岡県のものを参考に、「あいりん職安」に紹介窓口を開設し、府・市発注の公共事業への日雇労働者就労保障制度を実施すること。

1. 高齢者就労枠拡大や建設産業以外の就労開拓に西成労働福祉センターが対応できるよう、西成労働福祉センターの施設・人員の拡張を行うこと。
2. 卸売市場や公園・街路などの清掃作業を就労場所として確保されたい。
3. 各区に「リサイクルセンター」を設置し、釜ヶ崎労働者の就労場所とすること

各区に生ゴミ以外の一時集積所を設け、資源ごとの分別を徹底し、再利用を計ることは人類の義務に応える道である。釜ヶ崎労働者は分別作業を担うことで人類の未来に貢献する。とりあえず、各区百人として2,400人、交代要員を入れて3,000人の就労が可能となる。経費は産業界に負担を求める大義名分もある。

1. 「高齢者事業団」の必要性を認識すること。

　釜ヶ崎高齢労働者の就労保障のためには、「センター」での紹介数の拡大がもっとも重要な課題ではあるが、専業機関が必要とされていることは明らかである。「公共・民間」の分野を問わず、就労可能先を開拓する「営業努力」、就労先の仕事内容に応じた就労希望者の振り分けをおこなう「人事」、不採算性を補う一定の「資金面での裏付け」、これらの点を満足させる組織は、「官」単独あるいは「民間」単独で成り立つことは困難であろう。初動体制の確立と、継続的な一定の仕事保障、補助金での経営のバックアップは「官」のなすべきことであろうと考えられる。

　長期的視点で高齢者対策を考えるならば、誰でもが行き着く「高齢者事業団」の必要性を、まず認められたい。「高齢者事業団」設立のための、行政の側から考える条件を示されたい。

1. 建設業退職金共済制度の適用拡大に努め、弾力的運用を追求すること

　釜ヶ崎労働者の平均在釜年は１０年から１５年の間にあることは確実であり、共済証紙を貼り続けていれば、一人当たり１０年としても１，００６，２４４円もらえる勘定である。集団で捉えれば、百億円となる。また、未貼付の証紙が業者の手元に眠っていることも事実である。いうなれば、本来なら釜ヶ崎労働者に渡るべき退職金が保留されているのである。集団に対する還元策が考えられるべきである。

1. あいりん職安南分室の現在の職務の上に、次の機能を加えられたい。

分室敷地に高齢労働者支援センターを建設、以下の業務をおこなうこと。

　○自分たちで就労先を開拓し、仕事を回しあっている労働者グループについて、事務・連絡場所を提供し、小なりといえども企業活動となるように援助・育成する。

　○内職的共同作業場を設け、運営をおこなう。

* 年金その他社会福祉制度活用についての相談業務。
* 物心両面に渡るカウンセラーの常駐。
* 仕事以外での社会参加の可能性を広げるためのボランティア養成講座など、高齢労働者の能力拡充のための成人学級の運営。
1. 雇用保険適用条件の緩和を追求すること

　週休二日の社会的定着を理由に雇用保険印紙の貼付枚数が２ヶ月２８枚から２６枚に変更された。今や高齢化も社会常識となり、高齢者の就労日数が伸びないこともまた社会的常識である。であるならば、高齢者の貼付枚数は軽減措置が取られるべきである。

　また、建設土木産業以外にも日雇労働雇用保険制度の周知に勤め、印紙の普及を計ること。

1. 建設土木業界に使用者責任をより強く認識させること。

高齢者清掃事業就労者アンケートの平均年齢は62.7歳であり、平均釜居住年数は20.3年である。

来釜時期では三つの大きな山があり、一番高い山は1986―1990年の21％、次いで１９７６―1１９８０年の19.9％、そして１９６６―１９７０年の18.8％となっている。この三つの時期を簡単に説明すれば、「万博」準備期、景気刺激としての公共投資拡大期、バブル経済期である。

来釜以前の就労産業でもっとも多かったのは、建設土木産業の38.9％で、平均在職年数は17年であった。

以上から言えることは、釜ヶ崎の多忙期に仕事を求めて来た人が59.7％に達し、釜ヶ崎に来る前からを含めて建設土木産業で長年に渡って働き続けた来た人たちが多数を占めているということである。使い捨て労働力として「使用」してきた産業界の社会的責任は大きく、釜ヶ崎対策により大きな資金的負担を求めるべきである。

1. 健康保険（日雇特例被保険者）制度について

日雇特例被保険者の資格で入院中のものについて把握に努め、当人の事情に応じて日用品費の補助・家賃援助等に努め、制度が十分活用されることがないまま、「退院・野宿」となることを防止されたい。

1. 単身労働者用低家賃勤労者住宅を地区内あるいは隣接地に建設すること。
2. 大阪市更生相談所条例を見直すこと。

　施設収容第一主義を改め市更相相談受付者についても、簡易宿泊所を居所とした居宅保護の基準を加えること。

1. 野宿者自立援助の要として住居問題に力を注ぐこと

○「ホームレス・シェルター」を設置すること。

　緊急的に、南海電車天下茶屋線跡地に越年臨泊並のプレハブを建てること。

1. 生活ケアセンター・システムを充実させ、なお一層拡大につとめること。
2. 簡易宿泊所を借り上げ、野宿者を入居させること。食堂と契約し、食券を発行されたい。

○施設・病院から退院・退所するものが保護の継続を希望した場合、敷金を支給し、積極的に居宅保護適用を推進すること。

1. 「越年対策」のありかたを見直すこと。

　臨時宿泊所の設置場所を地区隣接地に求めること。

1. 以上について、早急に当会と交渉の場を設けられたい。なお、交渉の場に、大阪市については大阪市野宿生活者問題検討連絡会事務局の、大阪府については、環境事業・福祉・企画各部の同席を求める。

１９９９年５月２１日